# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第3回会議次第

令和5年8月9日(水) 県庁別館2階第3会議室A

- 1 検証対象の法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する確認事項 等についての意見交換
- 2 次回の会議について
- 3 その他

# 出 席 者 一 覧

	部局名・職名	氏 名	備    考
経営	総務局長	内藤信一	
経営管理	総務局参事	清水 大全	
くらし	廃棄物リサイクル 課長	片山 広文	廃棄物処理法の所管課長
·環境	盛土対策課長	望月満	
経済産業	森林保全課長	大川井 敏文	森林法の所管課長
交通基	砂防課長	杉本 敏彦	砂防法、土砂災害防止法の所管課長
基盤	土地対策課長	福田 吉宏	都市計画法、土採取等規制条例の所管 課長

# 庁内検証委員会の検証対象の法令に係る事実関係等に関する確認事項など

# 【法令名:砂防法】

#### 1 検証対象である区域における土地改変行為の概要

該当箇所	確認事項など
1~4 ポツ目	<ul> <li>・砂防法についての検証は、砂防指定地の在り方等についての内容になると思われるので、この項目は「土地改変行為の概要」ではなく、「逢初川流域における砂防指定地の概要」等(どこに砂防指定地があるか、また、砂防指定地に設けられている砂防堰堤の施設概要等を記載)でよいと思われる。(項目のタイトルも同様に修正)(砂防指定地を図示)</li> <li>・上記から2、3ポツ目はやめ、4ポツ目は残すような形でよいと思われる。(再検証の対象との記述は削除)</li> </ul>

	・ほかに風致地区条例も該当するのではないか。
1ページ	・林地開発許可違反に該当するかについては、源頭部の開発行為の一体性の
3ポツ目	判断が裁判の争点になっている。

### 2 当該土地改変行為に関係する所管法令上の制度の概要

該当箇所	確認事項など
1ページ 治水上砂 防とは	『土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」』とされているが、この「土砂」には、人為的な盛土も含まれるのか。 含まれるとすれば、対象区域は、指定基準第二の六に該当するのではないか。

タイトル	・土地改変行為はないので、「砂防指定地の指定に関する制度の概要」等に してはどうか
1ポツ目	・「治水上砂防」と同様に、一般に聞き慣れない用語については、解説を入れる る又は、その用語をかみ砕いた表現に改めた方が分かりやすいと思われる
2ポツ目	・指定要綱は誰の要綱なのか分かるようにした方がよい ・原案だと①から⑤までの順番で進むというのが分かりにくいので、例えば「本法に基づく~指定手続きは下表のとおり」としてはどうか? 指定手続き 内容 現地の状況等を踏まえ、県が、指定基準、指定方法(※)に基づき、指定範囲を設定する② 指定の進達 県知事は~ ③ 指定の告示 国土交通大臣が~ ④ 指定区域の閲覧 県知事は~ ※ 指定基準、指定方法は次のとおり(指定基準)・指定基準の左欄を表から抜き出して、「土砂等の~区域で下表に掲げる区域を砂防指定地として指定する」とした方が分かりやすいと思われる(逢初川の砂防指定地が、どれに該当するとして指定しているかも分かるようにした方がよい) ・指定方法についても指定基準と同様。また、説明だけではイメージが湧かないので、図で例示した方が分かりやすいと思われる
	<del>-</del> 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

3ポツ目	・「手続き上の不備」と「監督処分、罰則」ではレベル感が合っていない感じもあり、かつ、その前に「許可が必要」と説明しているので、「許可違反(無許可を含む)は、○○などの監督処分の対象となるとともに、違反者に対する罰則規定も設けられている」などの記載としてはどうか。
	・県内の砂防指定地の指定箇所総数及び指定3類型別の指定箇所数の内訳を 入れた方が制度概要として分かりやすいと思われる。
人加	・法第1条、第4条の逐条解説も確認したい
全般	・「自然現象が対象」と言われるが、その根拠はどこにあるか
	・「開発が〜その土地の形質を変更した場合〜おそれのある区域」との指定 基準かな「土地の形質変更」とは具体的にはどのような行為か

# 2ページ 上表 4 項 目目

- ・「開発が行われ(又は予想される)区域で、土地を形質変更した場合、治水上 砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域」には、管理された植林地帯 であることから、そもそもの条件に合致しないので該当しないとの説明で あったが、開発が行われた時点で考え直す必要はなかったか。
- ・逆の視点として、開発が行われたことを確認してから、その行為を止める ために砂防指定地に指定することは認められるのか。

砂防指定により、本件盛土のような不適切な土地改変行為の抑止にどの程度の効果が見込めるのか。

面、線、標柱といった指定の方法により、土地改変行為の抑止効果に違いはあるのか。

#### 3 当該土地改変行為における事実関係の整理

該当箇所	確認事項など
3ページ 表の⑦、 4ページ 最終行	「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい。」とあるが、平成10年度以降の担当者へのヒアリング結果から、地権者との協議が行われた記録がなく、引き継がれた形跡もない。平成10年10月28日付け建設省に提出した方針が変わったのか。変わったのであれば、いつその意思決定が行われたのか。意思決定の過程が分からなければ当時の担当者にヒアリングをする必要がある。

タイトル	・土地改変行為はないので、「逢初川流域における砂防指定地の指定手続きに おける事実関係の整理」等にしてはどうか。
①~⑤、 迎	・いずれも砂防指定地の指定に当たっての指針等になるものなので、事実 関係ではなく、2の制度概要の方に砂防指定地の指定の運用等に関する 通達等として記載してはどうか(各通達等の肝になる部分も記載)
3	・実務要領のQAの「5 大規模な開発行為が〜」と、「6 既に開発が〜」 については、どのように解釈すればよいか
6	・当該地について、砂防指定地の指定に動いた経緯等はなにか(なぜこの タイミングで指定に動いたのか)

	<ul><li>・いきなり「進達ヒアリング」の段階になっているが、進達ヒアリングに たどりつくまでに実施していること等はないのか</li></ul>
6	・建設省からのコメントを含め、ヒアリングの概要等が分かる公文書等は 存在しないのか
7	・逢初川と同じタイミングで砂防指定地の指定進達を行った他の流域の砂防 指定地の範囲はどのような土地であったのか(森林法、土採取等規制条例 により管理される土地か?管理される土地である場合、逢初川との違いを 合理的に説明できるか?)
	・最後のページの地形図の丸数字は何か? (写真か?写真の場合、その写真 はないのか?)
8	・当該再検討案の決裁?が課僚どまりなのは何故か?
	・どの程度の頻度で対象河川を巡回することになっているのか?
	・「砂防指定地等の区域内を巡回」となっているが、砂防施設用地のみを砂防 指定地としている河川については、上流域については監視が足りないので はないか(実施要領第3の(4)について、どの程度監視してくれているか)
(11)	<ul><li>・どんな点をポイントとして監視するのか等のマニュアル等はあるのか?</li></ul>
	・監視員とは別に定期的に土木事務所等が巡回することはないのか(年1回 とか)(再発防止の観点では、土木事務所による巡回を検討してもよいので はないか)
	・監視員の負担になるかもしれないが、監視時に写真を撮ってもらう等の対 応も検討した方がよいのではないか。
	(参考までに) ・「第2章(基準、方法等)」の②に「既に災害が起こり砂防事業を行う必要がある区域」との類型があるが、逢初川はこの類型には当たらないのか(将来に向けて)
12	・逢初川は④の「〜おそれのある区域」には該当しないのか。(現砂防指定地は「〜氾濫に対処するため〜区域」の類型で指定している?
	・7ページの面指定のその他のパターンの③、標柱指定の基本パターンの⑥ はどう解せばよいのか? (保安林等は砂防指定地から除外している?)
3ページ ⑦	・「管理された植林地帯」とは、所有者による森林の経営的な管理と行政による法的な規制管理の2つの意味合いがあると思う。ここでは、両方と捉えて良いか。
4ページ (11)	・砂防指定地等監視員による巡回は、土石流の発生原因となった源頭部の盛り土まで対象としていたのか。
5	一般的に、面指定を必要とされる土地とは、具体的にどのような土地か。

# 4 所管法令に基づく手続等についての考察

該当箇所	確認事項など
7ページ	本県において、森林法の5条森林と重複指定した実例はあるか。実例がある場合、どのようなケースか。
④	重複指定する場合には、「その渓流の危険度、流域の開発状況等を考慮しつつ個別具体に判断」とあるが、今回のように開発業者の悪質性が明らかであり、他法令が機能していない状況が明白でも、重複指定の判断材料にならなかったのか。

	たのか。
_	
全般	・面指定していない、追加指定していないとの結果から、その理由を類推 する考察のみであるが、逢初川と同じタイミングで指定した他の指定地 との状況の比較を踏まえた考察など、事実関係についての考察もあっても よいのではないか(面指定した流域については、上流域が著しく荒廃して いる、また、5条森林の区域でもないことから面指定したものであり、逢 初川とは状況が異なる等)
(1) ①	・逐条砂防法の抜粋が限定的であるので、キチッと全文を引用した方がよいと思われる(逐条解説では、「法律上は、治水上砂防の範囲内においては、自由裁量」との趣旨の記述もあり、パッと見この「みだりに」とは、観光施設を守るとの目的で指定することは許されないとの趣旨にも読める箇所もあるので、そうでないことを分かるようにするためにも、キチッと抜粋した方がよい)
(1) ②	・必要最小限の説明に際し、いきなり「他法令で管理されている」との説明 に入っているが、逐条解説の「土地所有者等は二重の負担となるので、こ の弊害を避けるため〜」の件も説明に加えた方がよいのではないか
(1) ② i ア	<ul><li>・「治水上砂防の大きな問題が起きるような状況ではなかった」とあるが、 どのような事実からそのように判断しているのか</li></ul>
(2) ①	・「土地利用上、所管する法律で対応すべき」とあるが、この考えが一般的で あることの説明ができないか(素人にはこれだけではピンとこない)
(2) ②	・「土砂災害の防止の観点において~森林法や土採取等規制条例により管理可能」としているが、なぜこの観点で森林法等で管理可能なのか説明が不足しているのではないか。(森林法の許可基準や土採取等条例の技術基準が砂防法の基準と同等であることを示す必要があるのではないか)(砂防法の基準と同等でない場合も同様のことが言えるか)
(2) 4	・「森林法による5条森林の区域を砂防指定地として指定するか否か」とした 方が正確ではないか(5条森林に指定?)
県の見解	・「追加指定をして、行為制限等をしなければ治水砂防上の目的を達することはできない状況であったとは認められない」と結論づけている。一方で「砂防指定地として重複指定するか否かは、その渓流の危険度、流域の開発状況等を考慮しつつ、個別具体に判断」としているが、2007年4月25日、2009年10月に発生した伊豆山港の濁りと上流域の開発状況について、当時の土木事務所等はどのような評価をしたのか(公文書中に、事業者に何らかの指導が必要との記述もあるが、対応したのか?)。評価していないのであれば、上記のように結論づけるのは難しいのではないか。(遡及適用はできないとの一般論もあるが、実務要領のQ6を踏まえると、開発中の追加指定であっても、一定の災害発生の防止効果を発揮することができた可能性もあるのではないか)(再発防止の観点では、他都道府県におけるQ6に該当する指定の実例の有無を確認するのもありではないか。実例があるのであれば、その実例を有する他都道府県に教えを請うてもよいのではないか)

_	・特別委員会から提言された「地権者の私権制限とエリアの安全性と比較考量して、治水上砂防の観点から面指定の必要性は不要との判断が妥当であったのか」「比例原則により砂防法による行為制限を行わなかったことが適切な判断であったのか」についての考察がない?
_	・2022 年7月の内部検証結果については、国交省、顧問弁護士からも「特段 の意見はない」との見解をいただいたと説明しているが、それを証する 公文書等はないか(電話口頭記録や法律相談結果など)
_	・砂防指定地等監視員による監視により、「砂防指定地等に支障が生じていないことを確認していた」とは書けないか ・仮に、2007年4月25日、2009年10月に発生した状況を監視員が確認した場合は、どのような対応になるのか

5ページ (1)-②-	・イの「管理された植林地帯」とは、所有者により植林された健全な森林という意味で良いか。
i)-イ、ウ	・ウには、風致地区条例の記載は不要か。
6ページ 県の見解	・ここで言う「砂防関係行政対応の不十分さ」とは何か。
5行目	・また、「改善に努めなければならない」とは具体的にどのような改善か。
6ページ 4 (2)②	・「他法令により管理可能な状態である場合は、必ずしも砂防指定地に指定することは要しないと考えられる」としているが、特別委員会提言では、「開発面積等の理由から許可規制の網に入っていない状況」などから、「規制できる部分については規制を行う必要があったのではないか」との問題提起がされていることから、この点についても考察を加える必要があるのではないか。
7ページ 3ポツ目	・森林法や土採取等規制条例の適用を受ける場所であることから、土地所有 者にこれらと重複して砂防指定地の指定の同意を得ようとすることには無 理があるとの主旨で記載されている。
	・しかしながら、森林法では、1 ha 以下の開発については、伐採届の義務しかなく、砂防指定地の指定の同意を得るために支障となるような制度ではないように思えるが、どのような考え方によるものか。
	・開発が進んだ時に、再度、指定の必要性を考える必要はなかったか。

区域指定は、一定の土地改変行為を抑止する目的であり、特定の事業者の開発を規制しようとするのは制度の趣旨に反するのではないか。

#### 5 源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察など

- 4431-251 HI	
該当箇所	確認事項など
2ポツ目	・「4の考察の県の見解」についての疑問点を解消したい

- ◎国は砂防指定地が望ましいとの通達、指導が一環しているが、県当局は指定当時、国交省の指導に沿った対応しているものの、真逆の結論としている。文章に構成に違和感を感じる。
- 1)砂防指定地指定要綱(平成元年9月12日建設省河砂発58号)①渓流若しくは河川の縦横断・・・区域・・・・⑥開発が行われ又は予想される区域、⑦その他公共施設・・・と認められる区域と明文化されている。
- 2) 一方、根拠資料②砂防法P3の時系列、砂防指定は国土交通省の告示 行為あり、砂防指定地進達ヒアリングでにおいて、国から「面指定するこ とについて再検討を求める」記載あり。指定は国の固有の業務であり、都 道府県は進達するのみの権限がある。
- 3) その後、県外地権者の同意を得よう試みたが、了承得られず・・・・。 その後、指定に向けての地権者の同意作業がなおざりになっている。
- 4) 資料5砂防指定地指定要綱の取扱い(平成元年9月13日建設省河砂発11号)要綱第2についての解釈は、砂防指定地の指定は・・・一定行為を禁止又は制限するべき土地について行う。特に、土石流渓流危険渓流等についての指定促進を図るものとする。次ページについても、砂防指定地の指定に進達について、土地所有者に係る協力が得られるよう一層の努力を行われたい旨が通達されている。にも関わらず、交渉した実績が見当たらない。

砂防指定 地に関す る提案

- 5) 一方で、逐条解説にP68 9他の行政法規との関係等において、砂防法と関連する森林法や河川法など関連あるものについては、土地所有者には2重の負担となり、その間、調整するべきと記載されている。
- 6) また、当該地は県風致条例の許可を取得しなければならないとされ、 砂防指定地のさらなる重畳指定するのは、土地所有者に対し過度な負担と なる。
- 7) 県砂防課が主張している追加指定しなかったことが行政裁量として 認められる範囲であったとの主張は、県民から理解が得られるか疑問

#### 以上1)~7)を踏まえの提案

- ①国の土石流渓流危険区域指定は、原則の指定方針を示すが、地権者すべての合意を得ることを優先することで、標柱指定=砂防施設の設置が遅れることがないよう、全国的に運用されている。破砕帯など縦横断している渓流を国が想定している。国は砂防指定地の指定を積極的に行うよう指導されていることから、国の考え方を尊重し、指定の方向へ舵を切る。費用対効果がないことから、国の指定要綱に加え、<u>県の独自基準を上乗せ</u>するなど
- ②様々な県民が砂防指定に疑義を呈するのは、指定基準の則った対応していない。国の要綱を遵守しつつ、<u>県の指定基準</u>「一定規模以上の縦横断浸食が著しい、一定機関観察し・・・、他法令との調整、・・・有識者の意見及び市町の意向を踏まえ、全員の同意が得られれば・・・・地形、侵食状況、開発状況、・・・指定優先順位」などを有識者や国の意向を踏まえながら検討する。

- ・砂防指定地の指定の意義は逐条解説 P58に、積極的に行政庁において、この土地砂防 設備を新設すること。消極的に私人行為(流木の伐採、土石の採取)を禁止制限することにより、治水砂防の目的を達する2つの内容を有しているとしている。
- ・砂防指定地の指定されていれば、一定規模以上の不法盛土が禁止制限される。しかしながら、熱海逢初川源頭部への一定の土地改変行為が制限できたのかについて、疑問である。理由は、砂防指定地に指定されたとしても(1)~(9)は適用されない。また、盛土行為の申請がなされた場合でも、基準に合致していれば、許可せざるるを得ない。
- (1) 土地の区画形質の変更を伴わない、施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 高さ1メートル以下の擁壁、深さ50センチメートル以下の側溝(素堀側溝を除く。)の新築、改築、移転又は除却
- (3) 間伐等竹木の保育のため通常行われる竹木の伐採
- (4) 面積が1~クタール未満の竹木の伐採(植林を目的とするものに限る。)
- (5) 枯損した竹木又は危険な竹木の伐採
- (6) 自家の生活の用に充てるため必要な竹木の伐採
- (7) この条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる竹木の伐採
- (8) 第3号から前号までに掲げる竹木の伐採に係る当該竹木の滑り降ろし又は地引きによる運搬
- (9) 張替え又は植替えのためにする芝草の掘取り

#### 以上を踏まえた対応案

逢初川源頭部は法的には、森林法、土採取等規制条例、風致地区条例が重 畳適用されている。「砂防法が適用されていれば」のたらればの議論は、他 法令の適切に運用され、法令の限界ならば議論の余地はあるが、砂防指定 の有無を議論するの違和感を感じる。砂防指定地が面指定されている静岡 市葵区杉尾・日向の事例を含め、砂防区域内の違反事案は多いことから証 明される。

果実、知事記者会見?「杉尾・日向の不法盛土の行政対応を検証する」と の発言もあり、交通基盤部で検証していると思いますが、そこでの議論も 反映したほうが良いのでは?

上記と同じ

#### 6 まとめ

砂防指定

地に関す

る提案2

該当箇所	確認事項など
8ページ 4行目以 降	今後の対応として、「砂防指定地監視員や職員による指定地の目視による巡視」とあるが、「指定地の目視」をしているだけでは、追加指定が必要という判断が正しくできない場合もあるのではないか。指定地の周辺や上流部の巡視を行うべきではないか。 その上で、治水砂防上、追加指定が必要と判断されれば、面指定や他法との重複指定を検討するべきではないか。

・「県の見解と対応」と同様の記載であるが、見解と対応の公表から1年以上が経過しているので、この1年間の取組等を踏まえた状況をもう少し具体に記載した方がよいのではないか
 ・「職員の目視による指定地の巡視」とあるが、実施しているのであれば、その状況も事実関係に加えた方がよいのではないか

### 質問

第4回特別委員会(R4.11.11)の招聘した清水エンジニア氏が配下した資料P17~18に土砂災害特別区域が明記されている。「速やかにこの場所が特別警戒区域として指定されていれば、基本的に県の許可の中ですので、盛り土がされませんでした。かつ調査をしている間に盛り土がされている。今度は、警戒区域と指定した際に、本来であれば、そこに盛り土がされている事実を住民に伝えなければいけなかった。これは難波県理事もおっしゃっていて、そこは行政の大きな反省点だとおっしゃっています」西原議員コメント。その後、砂防指定地について再検証することになったと認識している。どこまで検証するのか?源頭部流出に特化するべきか?

### 追加提言 (趣旨) P8

源頭部に不法盛土があることが分っていれば、避難していたとの被災者もいる。今後、不適切な盛土情報について、県は周知を目的に令和5年4月公表した。同時に、危険な盛土については、市町防災部局に避難計画作成及び災害発生の危険性が逼迫した場合は避難行動に資する対策を指導徹底しているの趣旨を加筆

「行政裁量として認められる範囲内である」との記載に関し、当然のことであり、「妥当な判断であった」といった表現の方がよいのではないか。

# 庁内検証委員会の検証対象の法令に係る事実関係等に関する確認事項など

# 【法令名:都市計画法】

# 1 検証対象である区域における土地改変行為の概要

該当箇所	確認事項など
(1)	・無許可開発の区域、後の開発許可申請の区域を地形図や写真上で図示できないか?
(2) ア	・ と旧所有者との関係性は分からないか?
	・当該無許可開発地について、事業者が当初どのように説明していたか記載 した方がよいのではないか(⑤区域のための土を採る場所?)
	・無許可開発に対する措置命令を行うに当たり、無許可開発地と認識していた区域を示すことはではないか?(命令書に地番あり)
(2) イ	・「D001」の「今後の対応」の2ポツ目の「土採取場」とは無許可開発地のことか?また、「1.1ha」との記載があるが?(後に行われた開発許可申請における区域とその規模は分かるのではないか。(無許可開発地との重なり等も分かるのではないか。)(地目変更された面積:5,957,97㎡との記述がある)
	・防災工事における④区域と⑤区域の関係性(公文書からは、⑤区域の排水等を考えるには、④区域の排水等も考慮する必要があるように見えるが・・・。)
(4)	・無許可開発地において森林法、廃棄物処理法はどうのように関わるのか? (④区域について、廃棄物リサイクル課関連の公文書も多数あることから、 これらの公文書の内容も確認する必要があるのではないか)

(4)・土採取等規制条例、風致地区条例が関係法令に含まれるのではないか。

# 2 当該土地改変行為に関係する所管法令上の制度の概要

該当箇所	確認事項など
	・開発行為の許可申請における申請事項が何かについても明らかにした方が 分かりやすいと思われる
	・開発許可の基準等も記載した方が分かりやすいと思われる(逢初川源頭部 周辺区域の開発行為について、対象となる基準はどれか?)
(1) (2)	・開発許可後における対象開発行為への一般的な関わり方(○ケ月に一回程度、定期的な現地確認を実施など)(許可に附した条件を踏まえると定期的に確認しないと状況の把握ができないと思われるが・・・)(形式的に「着手届」を提出して、工事に着手しないことも考えられるのではないか)許可後も事業者へのアプローチは必要と思われるので))
	・通常、許可に附する条件はあるのか。ある場合、それはどのようなものか。 また、事業者がその条件に誠実に対応していない場合はどうなるのか。
	・市への権限移譲に当たり、県が市に対し行ったこと等も分かるようにした 方がよいのではないか。(研修の実施(研修資料あれば)、質疑応答集の提 供、引き継ぎ資料の目録等など)

・措置命令については、具	具体的にはどのような命令の内容になるのか。事案	î.
ごと異なるのであれば、	どのような内容があるのか例示した方がよいと	
思われる。		

手続については、該当部分を抜粋するなどもう少し簡略化してもよいと 思われる

# 3 当該土地改変行為における事実関係の整理

該当箇所	確認事項など
5ページ (2)(ア)	・D001 によれば、無許可開発を発見した時点で、熱海土木は、「西側市道脇にガラス瓶を細かく砕いたチップ状のものが袋に入って積み上げられ、プレスされた乗用車の車体やトラックの荷室もあり、埋められる恐れがある。」という認識を持っていたが、その後どのように対応したのか。埋められることはなかったのか。
	・D064 に添付されている写真によれば、伐採されたと見られる木が大量に 放置されている。これについてどのような認識を持ち、どのように対応し たのか。
5ページ (2)(イ)	・防災工事承認後、県保有文書が存在しないとのことだが、当時の担当者に 経緯を確認されたい。(防災工事完了届の受理までに時間を要した理由、完 成を確認したのか、公文書が存在しない理由等)権限移譲に伴い市へ引き 継いだ文書のリストがあるはずであり、確認されたい。
	<ul><li>・「市にも存在しないとの回答」とのことだが、やりとりが分かる文書を提出 されたい。(照会文書、市からの回答文書)</li></ul>
	・D067に添付されてる熱海土木と熱海市、建築安全推進課の打合せ記録によると、無許可開発地域について、「現状からすると、雨水排水対策を行わないと、問題を生じる可能性があるので、宅造法第15条・第18条によって、何らかの対策を求めていく。」とされているが、その後の対応はどうなったのか。

	・「開発許可を得て実施している宅地造成工事の現場確認」等の記載にした方 がよいのではないか
D 0 0 1	・「そうしたところ、開発行為許可地の上部の土地において、次の無許可開発 が実施されていることを確認」等の記載にした方がよいのではないか (具体的な開発行為の内容を書けるだけ書いた方が)
	<ul><li>「~の前段階として~求める」との記述あり(事実関係の部分については、 公文書の記載を引用した方がよいのではないか)</li></ul>
	・写真から位置関係等が分からないか?
D 0 0 5	・「~に対し、行手法~に基づき、~の付与を通知」としてはどうか
D 0 0 9	・事実関係を明示するため、弁明内容については、公文書の記載を引用した 方がよいのではないか
D 0 1 5	・弁明内容を不可とした理由等も記載した方が分かりやすいと思われる
D 0 2 0 0 2 3 ~	・事業者との接触の経緯が分かるので、無許可開発に関わる内容は記載して もよいのではないか

0 2 5	・D24の公文書中に「別添写真参照」とあるが、写真は存在しないのか
D 2 6 ~ D 4 5	・これらの公文書における無許可開発地に関する記述についても、事実関係 等として盛り込んでもよいのではないか。
D 2 7	・公文書中に「写真参照」とあるが、写真は存在しないか(これは⑤区域?)
D 3 7	・無許可開発地について、県から第三者に対する開発許可の可能性を匂わせているのはなぜか?⑤区域についても同様で、なぜか?また、工事の停止命令等を受けた者には、もう工事をさせることはできないとの趣旨の話をしているが、それは本当か?
D 4 7 ~ D 5 4 , D 5 6 ~ D 6 3	・これらの公文書における無許可開発地に関する記述についても、事実関係 等として盛り込んでもよいのではないか
D 5 5	・宅造法に基づく報告要求については、その先(弁明の機会の付与、命令) も見据えて行ったのではないか。「是正する」との報告のみをもって、 「命令を出さない可能性がある」とするのは、妥当ではないのではないか。 そもそも宅造法の手続が都計法の手続から遅れているのは妥当なのか。 本来であれば歩調を合わせて実施すべきものではないのか?
	・「谷状の箇所に倒木が集められており、このまま埋められてしまう可能性がある」との認識をもっていたが、その後、この懸念を払拭するための対応をとったのか?
	・廃棄物が放置されているともとれる状況を把握したと思われるが、東部健 康福祉センターへの情報提供等を行ったのか。
D 6 5	・防災工事承認申請書に添付されている排水施設の設計や施設の配置等は 適正なのか?
D 6 6	・「防災工事の実施箇所は自己所有地のみとすること」との条件が付されているが、そもそも無許可開発地にの所有地はあったのか?(所有者はではないのか?)また、「他者の所有地の場合」における手続等は行われているのか?
	<ul><li>・承認申請書の内容について、どこをどう評価して承認したのかが分からないので確認する必要があると思われる</li></ul>
	・また、防災工事の承認後に、事業者がどのように防災工事を施工し、その 防災工事の完了を県がどのように確認した上で、完了検査を通したのかが 全く分からないので確認する必要があると思われる
D 8 1	・「伊豆山の開発について、所有者が から一般人に〜」とあるが、 当該地の所有者は だったのか?
	・本文書中の「住宅(別荘)」とは、黒い家のことか?
(2)(イ) 2ポツ目	・県保有公文書について、「市に引き継いだ可能性」にとどめているが、 当時の権限移譲に係るルールの確認や担当職員への聞取りを行った上で、 より確度の高い表現にした方がよいのではないか
	<ul><li>・「市にも存在していない」のは、県から引き継いでいないからなのか、 それとも、市で廃棄したからなのかを明記した方がよいのではないか</li></ul>

移譲後の 支援	・権限移譲後に市とともに④区域等の現地調査等を実施している(助言等の一環になると思われる)ので、それらも事実関係として記載した方がよいと思われる
⑤区域 関係	・⑤区域の現地確認の際、④区域の無許可開発を発見したのであるが、⑤区域については、平成14年12月26日付けで開発行為の許可(工期は1年程度)がなされ、その約1ヶ月後の2月7日に現地確認を実施している。わずか1ヶ月後に現地確認を実施した理由は?(通常そうなのか?他に理由があるのか?)
IJ	・2月7日の現地調査の写真を見ると、かなり工事が進んでいるように見えるが、工事の着手からわずか1ヶ月程度であそこまで工事が進むものなのか? (開発行為の許可前から工事が進められていたのではないか?)
IJ	・公文書「e020 (H15.3.3)」に、「(許可条件違反や無許可開発を行った〇〇は信用を失ったので)変更許可もできなくなった」との趣旨のことを当事者に伝えているが、違反者はノーチャンス(違反等を是正してももうできない)という取り扱いは適正なのか?
IJ	・宅造法と都市計画法の許可の関係がよく分からないので、知りたい (宅造法が関係するのは、⑤区域だけで、④区域は宅造法は関係ない?)
11	<ul> <li>・公文書の記述からは、④区域と⑤区域の防災工事(排水工事)は一体的な面があるように見えるので、⑤区域の防災工事についてもどう施工され、どのように完了検査を行ったのか等を確認する必要があると思われる。</li> <li>・⑤区域の開発許可を受け施工された工事については、施工不良の懸念があり、県からその施工状況を証する資料の提出等を求められていた経緯、また、当時、県は施工不良があり、「場合によっては、一から工事をやりまたと思います。</li> </ul>
	直す必要がある」くらいの認識を持っていたように見受けられる。この ため、この施工不良問題がどう解決され、かつ、その後、⑤区域の宅地 造成工事がどのようになされ、県がどのような完了検査を行い、工事が 完了したのかを確認する必要があると思われる
E 0 2 1	・公文書「e021」によると、⑤区域について「H13.8月宅造許可」とあるが、 開発行為の許可(H14.12月許可)との間にタイムラグがあるのはなぜか? 適正なのか?
D 0 0 1	・都市計画法第80条第1項に基づく工事の施工状況等について報告を求める とあるが、通知は発出されたのか。また、内容が分かる資料はあるか
D 0 8 1	・谷状になった倒木が放置された場所は特定できるか
	・2006年4月に県から市に権限移譲した時の市への引継ぎは適切だったか。
4ページ	・権限を委譲してから 10 日ほどで、市は許可している。通常では、このような速さでの審査は困難だと思われるが、県での審査状況はどこまでされていたか、また引継ぎ事務は適切に行われたか。
4ページ	・2003年9月から2005年6月まで空白の期間があるが、この間の行政対応は適切だったか。
(1)全般	・表流水の処理に関する県の指導と事業者の対応について事実関係欄に追記することができないか。

14

2005. 6. 14	・防砂工事が1年9か月を要する内容であったのか。 ・防災工事完了届受理後、検査は行ったのか。
2006. 3. 17	・開発許可申請書を熱海土木として内容の確認は行ったのか。
2006. 4. 11	・宅地造成許可が熱海土木提出後1か月以内に熱海市より許可が出ているのは妥当であるか。
2003. 5. 29	・防災工事計画書の提出を求める通知をいつ出しているのか。
(2)(ア)	・いつから開発行為が行われていたのか。
(2)(ア)	・無許可開発の着手を把握した時点で、当該土地の改変に関連する法令所管 部局との情報共有や連携ができていたのか。
(2)(イ) 2ポツ目	・県の関係者への確認は。

# 4 所管法令に基づく手続等についての考察

· ***	15 2 - 7 - 1/30 /3
該当箇所	確認事項など
_	・命令を行ったところまでは妥当な対応であったと思われるが、命令に対し 事業者がどう対応し、事業者が実施した内容を県がどう確認し、了とした のかの事実関係を証する公文書が存在しないため、この部分を確認しない 限りは考察はできない(庁内検証委員会として、この部分を確認するヒア リング等を行わずして、単に「記録がなく、不明」とすることはできない)

全体	
D1~	【論点1の追加】 ・「開発行為、宅造法の申請時の図面、工事写真1式がない。申請者へ適切な 指導できていたか疑問をもたれる。電子申請・完了図書の保存について、 一定のルールが必要。
	【論点2の追加】 ・ ■ に対し、繰返し行政指導、措置命令の発出、行政処分後の継続的な工事に備え、事業継承に対する資力・信頼の整理するなど、断固たる措置は評価できる。しかし、年度跨ぎを境に指導が緩やかとなり、わずか半年間で事業承継の承認、命令解除に転じている。その間の指導記録、経緯が不明である。今後、申請者の資力・信頼・事業の一体性の判断が職員の判断に委ねることな無いような、指針の整備が必要。
	【論点2の追加】 ・施行写真から「産業廃棄物、木屑の投棄」が確認されている。当時の熱土担当者も問題視し、廃棄物法違反を指摘している。その情報の横展開ができていたか記録がない。D64資料では、倒木や伐木が逢初川の谷部へ一部投棄している。一般廃棄物扱いならば、市町へ通報しなければならない。谷部へ投棄したことが、盛土流出の引き金になったと一部の新聞で報道されているが、投棄状況を証明する資料がないことから、因果関係を証明するのは難しい。また、表層崩壊の原因は、流域変更によるものか不明であるが、当時の計画図や詳細な地形図がないことから、崩壊原因を特定するのは難しいと思われる。行政対応再検証委員会の範囲を超えていることから、原因究明の再検証が必要らば別に委ねることとする。

D64	【論点3】 ・都市計画法第81条の規定に基づき、計画書の提出に応じず。求めに応じ、D65で防災工事承認書が提出された。D64の伐採投棄、法面崩壊の措置については触れられていない。D65防災工事承認書は、単なる水理計算書であり、具体的な防災工事内容が示されていない中、承認している。A、B、C、D、E ブロックの開発区域を段階的に拡張する場合、排施設の改修についても注意を払う必要がある。開発行為、宅地法、林地開発に審査過程において、伐木や残土が生じる計画の場合は、処分状況、竣工写真など提出を求めるなど改善するべきである。
-----	---

・権限移譲したばかりの市に対して、県は十分な助言ができていたか。
・業者に対する県の対応は適切だったか。(違反指導、許可までの指導)
・特別委員会提言で「地下水以外の原因を想定した〜指導の妥当性」について問題提起されており、この点についても考察する必要があるのではないか。

全般	・違反業者に対する県の対応の詳細として、表流水の処理に関する指導の内容が適切であったか。
(1)5 行目	・「土砂の流出防止計画の提出」及び「防災工事完了届の受理」はどの部分か。
(1)6 行目	・防災工事完了届の受理に時間を要した経緯について、可能な範囲でヒアリングを行ったほうが良いのではないか。

# 5 源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察など

該当箇所	確認事項など
_	・④区域の無許可開発の是正から開発許可申請までについて、県が市に対し どのような引き継ぎを行った等を確認した方がよいと思われる

	・2006 年に是正措置が完了した時点で、当該開発区域の表流水がどのように 処理されていたか。また、表流水に関する是正措置の内容が開発行為許可 基準に照らして適正な内容であったか。
1ポツ目	・同様に、是正措置が完了した時点で、2003.3.17 現地視察(D55)で確認されたがけ崩れや倒木に対して必要な措置がとられていたか。 (④区域の無許可開発が①区域に影響を及ぼしたか否かを検証する上で考察に加えた方が良いと考える)

# 6 まとめ

該当箇所	確認事項など
_	・防災工事への県の対応、県から市への引き継ぎ状況等を確認した上、再発 防止に向けまとめた方がよいと思われる

P6	【所管法令の手続き(妥当性)】 ・・・悪質な業者に対し、断固たる措置を行っていた。ある時点を境に県当局の方向性が緩くなってきている。 <u>当時の担当者の招聘喚問が必要。</u>
----	---

全般

- ・市へ権限移譲までの県の対応として

  - 防災工事の確認は行ったのか。 開発許可申請内容の確認は行ったのか。 1 2

# 庁内検証委員会の検証対象の法令に係る事実関係等に関する確認事項など

# 【法令名:森林法】

# 1 検証対象である区域における土地改変行為の概要

該当箇所	確認事項など
_	・逢初川源頭部及びその周辺区域における5条森林の区域は?(①~⑦の 区域との関係も図示)
5ポツ目	・2008 年 4 月の違反確認のきっかけは?
①の2ポ ツ目	・林地開発許可違反の対象区域、面積及び土地改変行為の具体的な内容は?
②の1ポ ツ目	・林地開発許可申請年月日は?
②の2ポッ目	<ul><li>・「2012年12月」の出来事を3ポツ目に</li><li>・「 解散」が工事中断の理由ならば、この件は③にした方が分かりやすい</li></ul>
④の1ポ ツ目	・工事を再開していないのに、「事業再開」とは? ( を と の表記の使い分けは?) ・解散した会社からどのようにして地位の承継をするのか?
関係者一覧	・関係者の登場順に表を作成した方が見やすい  ・ の「土採取等届出書」とは、どこについての届出なのか?また、「林地開発許可の施工者」とは、「林地開発許可申請における当該開発の施工者」との意味か?左記とすればそのように記載した方が分かり安やすい(それとも申請は別の名前により行われているのか?)

#### 2 当該土地改変行為に関係する所管法令上の制度の概要

	心以を打荷に関係するから以下したの前皮の似を
該当箇所	確認事項など
1ポツ目	・「公益的機能」の内容をかみ砕いて追記した方が分かりやすい
2ポツ目	・「地域森林計画」の内容や、「形質変更」とはどのような行為なのか、かみ 砕いて追記した方が分かりやすい
3ポツ目	・審査に当たっての1事業の考え方(一般的なもの)があった方が分かりや すい
5ポツ目	・「許可処分の要因になるものではない」とあるのを「~意見への対応については、許可要件ではないが」としてはどうか
	<ul><li>・「必要に応じて」の前に、具体例を記載した方が分かりやすいのでは? (「○○の場合など、必要に応じて~」との記載に)</li></ul>
6 ポツ目	・「復旧」には、具体的にどのような手法があるのか。また、「復旧」の手法 の選択の考え方等があった方が分かりやすい
_	・許可後から林地開発行為の終了までの間に、当該事業に対し、行政として 通常行っていること(許可から○ヶ月後に任意の現地確認など)があれば、 それを記載した方が分かりやすい

- ・中身まで到達していません。どこまで検証すべきでしょうか???? ただ現時点、A,B 工区、無許可の C 工区、E+D 工区の許可、その掘削土の 源頭部への投棄問題、流域変更、その後の林地法違反、公共施設の不同意 の経緯から始まる排水溝断面不足・管理問題すべて、一連つながってくる。 そこまで、行政対応で再検証するには、証拠書類の不足、熱海市との関係
- ・無許可開発事業者に対する指導(行政処分)の一般的な対応・手続きはど のようなものか。

#### 3 当該土地改変行為における事実関係の整理

3 当該工地以及11荷にのける事夫民体の金柱	
該当箇所	確認事項など
6ページ 7行目	・2008 年 8 月 5 日、東部農林が防災工事の完了確認を行い、沈砂池の寸法不 足のため是正を指示している。文書 D111 では、「水路については問題なし」 としているが、写真を見る限り完成しているように見えない。どのような 基準で問題なしとしたのか。
	・沈砂池についても、寸法不足以前の問題として、この程度の深さで、泥が 剥き出しになったような池で砂が沈降するとは考えられない。業者への指 導が甘いのではないか。
	・2009 年 1 月 14 日の文書D125 について」と題する電話記録があるが、その中に「コンクリートガラ等を廃棄する動きがあれば、直ちに東部健康福祉センターへ通報するよう」熱海市に指示している。本件については、その後動きがあったのか。
	・2009 年 4 月 21 日の文書D132「熱海市伊豆山における によるヘリポート建設計画」についての熱海市との打合せ記録中、東部農 林が、「実質同会社であることはこちらも承知しているが、会社の登記を見 ると、役員等も含めて重なる人物は一人としておらず、別会社と扱わざる を得ない。そうなるとD工区との一体性を問うのは困難」としている。 言っていることは理解できるが、このようなことでは悪意のある者を止め る術はないのではないか。「実質同会社であることはこちらも承知してい る」にも関わらず、このような緩い対応をするのが普通なのか。
8ページ 下から 10 行目	・2012 年 4 月 6 日の文書D198「 による開発行為地の現地調査」の中で、「今後も定期的に現地調査を実施する」との記載があるが、 その後の対応が確認できない。どのような調査を実施したのか。していない場合、方針を変更した過程を明らかにされたい。

D 8 2	・①区域だと思うが、④区域に隣接していると思われるため、H19.5.31 付け 東農治第99号により復旧を指導している箇所の位置関係を知りたい
	・E工区についても、5条森林区域が1.1haとなっているが、手続的に問題はなかったのか?
	・この公文書に記載されている箇所の位置関係等が分からないので、教えて いただきたい
D 8 3	・「まずは、県が現在復旧指導している〜」との当時の県の考えを記載しなく てよいか?

・復命書裏面の地形図の黄色の区域は何か?どう見ればよいのか?
・「河川改修されており、直接放流を認めている」「風致地区なので緑地を 30%確保している」だけでは素人には意味が分からないので、カッコ 書き等で意味が分かるように補足できないか
・熱海市からの求められた配慮の内容(案)も記載した方よくないか
・「所長専決案件なので、東部農林の中で留めておいた方がよい」との考え方 は妥当か?
・「表面上、事業者が とは別である」とされているが、「表面上」 としているのは、裏ではつながっていることを承知しているということで あると思われる。何らかの危惧を抱いていたのであれば、裏を証明する手 法等を検討する余地もあったのではないか。
・「後追いで許可した事例はこれまでもある」とあるが、今回のケースと同様なのか。過去の事例における状況等をキチンと確認した上での判断だったのか?
・このメールに記載されている内容は妥当な判断と思われる。(担当だけの判断ではなく、キチッと上司にはかった上で対応を判断すべきである)
・D87の公文書の内容も事実関係に加えた方がよいのではないか。
・県は市町に対し、地域森林計画をどのように明示しているのか? (市はなぜ見落としたのか?)
・文書指導の内容については、あまりはしょらない方がよい
・(6月中の森林審議会は事業者の発言に引っ張られたものだと思われるが・・・)事業者側の「宅地分譲について、既に売買契約を締結しており、6月中に引き渡さなければならない」との発言を鵜呑みにしてよかったのか?都市計画法の許可に基づく工期や市による工事の完了検査等の見込みについても確認する必要があったのではないか?
・D91の公文書の内容も事実関係に加えた方がよいのではないか。
・県⇒都計法と宅造法の申請年月日が分からないか?
<ul><li>・市⇒都計法の変更許可に30日とあるが、どのような変更内容なのか? また、「6月末の完成予定」とは?(6月中に引き渡さなければならないとの事業者の説明と矛盾があるのではないか?)</li></ul>
・「今後の処理方針(案)」①の「E工区」を切り離すとは、適当な考えであったのか?(D82の「E工区についても、5条森林区域が1.1ha」との記述と整合性はあるのか?)
・事業者の事業計画等を踏まえると、「間に合わない場合、森林以外にする 区域を1ha未満にすること等を選択肢に」との考え方は適正なのか? (開発行為の切り分けを助長するのではないか?)
<ul><li>・本件に係る復旧工事の内容とその完了確認については、通常の手続と比較して妥当であったのか?</li></ul>

	・林地開発許可申請書の工程表が「6月中に引き渡す」との事業者の説明と 異なる内容でないのか?
D 1 0 2	・平成18年9月の排水施設の設計と④区域と⑤区域の宅地造成の関係がよく 分からない(どのような内容の排水計画なのか?)
	・添付されている熱海市と の協定書は、どのような性格のもの?
	・平成17年12月15日に実施された説明会において、「出る土は、道路の下の 工事現場に動かす」とあるが、具体的にどこか分かるか?
	・平成 17 年 12 月 24 日に実施された説明会において、「 と と の関係は権利者と事業者の関係」とあるが、意味は?
	・D108の着手届も事実関係に加えた方が良いのではないか
	・そもそもこの仮設沈砂地2箇所の設置は何に基づくものなのか?
D 1 1 1	・復命書中の現地の状況と指示の内容を記載した方がよい
D111	・写真を見る限り、素人目に見て沈砂地の造りが適正とは思われないが、 通常このような感じなのか? (寸法不足以前の問題として、これでまとも に沈砂させることができるのか?すぐに埋まってしまうのではないか?)
D110	・県に対する手続であるのに、防災工事の確認に関する事業者との日程調整 を市にやらせるのはなぜか?
D 1 1 8 D 1 1 9	・「防災工事の確認への の立会いは困難」としながらも、「林地開発 許可の変更届」が提出されていることを踏まえると、防災工事の確認検査 の日程調整にチャレンジしてもよかったのではないか?
D 1 2 3	・林地開発許可の対象地の所有者の変更があったようであるが、林地開発 許可に関し、何らかの手続を採る必要はないのか? ( の手続に おいて、 から県あて文書が提出されていた)
	・「仮設沈砂地を早急に整備させ」とあるが、当時防災工事は完了しており、 確認検査が未了の状態だったのではないか?
	・D118の写真の沈砂地と、当該公文書中の素掘りの沈砂地との関係が よく分からない
D 1 2 4	<ul><li>・添付の写真からは、種子の吹き付け、植栽の活着状況はよく分からないが・・・。</li></ul>
D 1 2 7	・何の作業の着手が2月中旬となるか分かるようにしたほうがよい
	・「不備により再提出をお願いした書類」とは何のことか分かるか?
D129	・当該公文書中に記載のある「ヘリポート」の位置はどこか?(参考までに) (熱海市は、当該ヘリポート事業について、D工区と一体、もしくは、開設 道路が赤井谷と同一流域と同一との判断から、林地開発許可の対象と指導 (D130))

	・ヘリポート事業については、D工区との一体性はなく、小規模林地開発と の判断(D132)
	⇒ は と が実質同会社としながら、会社登記上、役員等で重 なる人物がいないことをもって、別会社として扱わざるを得ないとしてい
	るが、その判断は適当であったか? ( の代理人を の代理人を の役
_	員が務めていたこと、 は開発地の所有者である、また、当該所有地の開発業者に対し、 が融資している (D102の林地開発
	許可の添付資料にの配置の融資証明あり)等の事実踏まえれば、同一
	と判断することも可能であったのではないか?少なくとも法律相談等を行 う余地はあったのではないか?
	・熱海市がヘリポート事業については、小規模林地開発と
	また、赤井谷のコンクリートガラの早期撤去を指導(D133)
_	・2009 年 6 月 24 日の現地確認以降、10 月 20 日まで事業者や現場へのアプローチがないが、適当だったのか?
D 1 4 4	・工期切れに係る指導への事業者の回答(※)も記載した方がよいのではないか(※ 「今日中に社長に確認して連絡する」)
D 1 4 7	・D144において「今日中に社長に確認して連絡する」との回答であった のに、1ヶ月後に事業者に確認の連絡を入れているが、空けすぎでは?
	・前回の事業者との接触(D147、2009年12月2日)から半年以上経過しているが、この関東業者との接触はなかったのか2次は大変ではないか2
	ているが、この間事業者との接触はなかったのか?空けすぎではないか? (D147の段階で、社長に何らかの不具合が生じるなど、当該事業者の
	今後に不安を感じる状況であったと思われるが、なぜある程度の頻度をもって事業者への接触を図っていないのか?)
	<ul><li>・ の工事施工者)によるD工区への残土搬入につ</li></ul>
D 1 5 1	いて、熱海市まちづくり課と東部農林との打ち合せ(2010年7月22日)
	により処理方針を決定し、26 日午後に 、
	3参照)
	・D150の公文書中の残土処分とは、このののでは、の残土搬入のこ
	となのか?
_	・D155の公文書(廃リ課)中の造成地①、②とはどこのことか?
_	・D156の公文書中の残土処分場とはどこのことか?
_	・D157の公文書中のがれき置き場とはどこのことか?
	・D158にD工区への土砂搬入についての記載あり
_	<ul><li>・D161の写真の場所はどこか?</li></ul>
_	<ul><li>D163は順番がおかしい</li></ul>
D 1 6 8	・前回(D151、2010年7月22日)から半年以上経過しているが、事業者 等へのアプローチについて、時間を空けすぎではないか?(
	・公文書から「電話不通状態」との事実が分かる?
_	・D169の写真の場所はどこ?
	・2011年3月14日付けで森林計画課から東部農林治山課あて、是正措置の
D 1 7 3	文書指導を求める文書を発出 (D170) されているが、事業者への対応 が遅すぎるのではないか? (3月4日の定期査察を行うまで、本庁は当該
	案件を把握していなかったのか?)

D 1 7 5	・指導文書が返戻された後、指導対象事業者関係者の居所等についての調査等は実施していないのか。( への調査など( の代理人は、 の役員なので) ?)
_	・D175からD198までの間の廃リ課関係の文書を見る限り、D工区に は動きがある。(これらの情報は関係者間で共有されていたのか?) ⇒写真を見る限り林地開発許可を受けた内容とは異なる行為がされていると 見受けられる。
D198	・本文書は2012年4月6日付けである。D175は2011年3月25日であることから、1年以上現場及び事業者へのアプローチをしていないことになるが、適切な対応であったのか?(事業者等の所在が不明であったとしても、現地等の確認は定期的に実施すべきだったのではないのか?) ⇒廃リ課の書類を見る限り、定期的に現地を確認していれば、指導や命令の相手方を特定できた可能性もあったのではないか?
_	・D209に伊豆山字獄ケ地区の分譲計画に関し、「2011 (H22) 年に行った 盛土の施工状況が不明」「2012 (H23) 年に行った残土の処理方法が示され ていない」との記述あり
	・D209に赤井谷地区分譲計画に関し、「申請地区の一部に産業廃棄物さしき残材を仮置き中」との記述あり ⇒上記の2つの分譲計画はそれぞれどこのこと?
8ページ	・「Q社が解散」の事実は何が根拠?
_	・D211中の「G工区」とは「C・E工区」のことか?
	・D215中に「公園緑地が整備されていない」「排水施設も未設置の箇所がある」との記述があるが、具体的にはどこか?
_	・同文書中の「都計法では、工事中のみ防災対策がとられていればよい」と はどういう意味か?
	・同文書中の「平成23年までの経緯」の年表に、青字で「仮設沈砂地」等により違反是正完了と読める記述があるが、仮設沈砂地は是正の要件であったのか?仮設沈砂地の完了検査は行われていないのではないか?
	・D217の登場人物について、 氏との関係性が分からない
_	・D217中に「現状として平地であり、土砂流出等のおそれはない」との 記述があるが、どこのことか?
_	・D218中の「平成23年3月に中止に伴う仮設沈砂地の設置~」との記述があるが、事実誤認があるのではないか?
_	・D220、D221中に「 の押印をお願い」等との内容があるが、 は社名変更しており、かつ、社名変更後の事業者は解散しているはずなので、指示として適当でないのではないか? (法規班への相談結果を反映した内容なのか?)
D 2 2 7	<ul><li>・承継年月日については、この届出に関する記述のところに記載した方がよい</li></ul>
_	・D231、承継届の受理から半年以上が経過してから、D工区の一部における太陽光発電事業についての打ち合せをしているのはなぜか? (時間を空けすぎではないか?)

_	・D233、林地開発進捗状況報告は何に基づく手続き?
その他確認事項	・④区域における行政対応等に係る事実関係の把握においては、廃棄物リサイクル課の公文書も必要(森林保全課、土地対策課関係の公文書では把握できない事実関係等の記載があるため)
	・④区域の廃棄物等に関し、東部健康福祉センターは市まちづくり課と連携 し、現場等の確認を頻繁に行っているようであるが、その結果等について は熱海土木や東部農林と共有していたのか?
	・東部健康福祉センターは2週間に一度程度の頻度で現地確認を行っている。熱海土木や東部農林については、どの程度の頻度で現地を確認していたのか?

P3-2008. 4.21-3 ポ ツ目	<ul><li>・「早急に林地開発の許可申請をするよう指導する」とは追認することか。</li><li>・追認は林地開発の手続き上、問題はないのか。</li></ul>
P4-2008. -5.1-2 ポ ツ目	<ul><li>・都市計画法等の許可を得ている防災施設とは。</li><li>・その後、現地確認はしているのか。</li></ul>
P5-2008. 5.8-今後 の対応-2 ポツ目	・「森林以外に転用する区域が 1ha 未満となる計画にされること」の文章より、あえて林地開発にならないよう考えていたのか。
P5-2008. 5.30- 論 点-2 ポツ 目	<ul><li>・「改変した土地の原型復旧を行わせていないのは適切だったのか」は、通常のことなのか。</li></ul>
P6-2008. 8. 1	・仮設沈砂池2か所は、どこに設置されたのか。
P7-2010. 7. 22 P8-2011. 3. 4	・(2009.10.23 に) 期限が切れている期間の対応が適切か。 ・例えは、バリケードを設置し車両の侵入を防ぐことができたのでは。
P8-2011. 3.25- 3 ポツ目	・「盛土材料の木片等の異物を除去すること」の文章より、産廃として対応は 考えないのか。
P8-2020. 3. 17	・現地権者が地位継承した時点で、中止命令を出さなかった理由は。

20080410 (D82)	・D82 文書冒頭の の林地開発の箇所、内容は? ・中止指導をどのように行っていたのか。
	2006年10月の開発許可(工事着手?)から1年半を経過しているが、この間に違反を把握する機会はなかったのか。
20080416	市が開発事業の中止に反対していたようだが、どのような(合理的な)理由があったのか。
	行政処分(行為停止命令)を保留し、行政指導にとどめた理由は何か。

# 4 所管法令に基づく手続等についての考察

該当箇所	確 認 事 項 な ど
9ページ 下から 7 行目	・ に対する指導文書が宛先不明で返送され、中止命令を見送っているが、追跡できなかったのか。後年、東部農林は、 氏の代理人に対し、地位承継に必要との理由で「前事業者 の押印をお願いします」と指示を出しており、同代理人は難なく の押印をもらってきている。調べればすぐに見つけられたのではないか。

2段落目	・「原型復旧をしないことに合理性がある場合」とあるが、具体的にはどんな 理由があるのか? (参考として確認)
	・「原型復旧のために再び土砂を移動することで、逆に土砂が流出するおそれがある」とは、何をとらえてそのように判断しているのか? (左記のように考える理由を分かりやすく書いた方がよいと思われる)
3段落目	・「横断排水溝の完成など一定の効果はあった」とあるが、排水施設は全体 計画の何割程度が整備されたのか?排水施設の整備が中途で放置されて 以降、現地確認等を行っていたのか?
4 段落目 5 段落目	・「中止命令の必要性も薄れた」とまとめるのはどうか?指導文書が返戻された場合の命令の是非等について、法律相談等を行った上でその後の対応を見送ったのか?(返戻された事実のみで諦めてしまったのではないか?)「事業者へのアプローチ等が不足していたのではないか」等の考察も必要ではないか。(東部健康福祉センターは現地をかなりの頻度で確認しており、連絡が取れなくなって以降もD工区には土砂等が搬入されている。その事実についても、森林部局として評価する必要があるのではないか。)・本件についての引き継ぎの有無等を確認する必要はないか?

6•7行目	・「原型復旧しないことに合理性がある場合」とは。(どのような場合に原型 復旧しないのか)
14・15 行 目	・横断排水溝の完成により一定の効果があったと判断した理由は。(当該対策の完成により防災上必要最低限の安全が確保できたか。)

5 行目以	違反事業者に対する対応について、原型復旧を指導しなかった判断など、市
降	や業者に対する忖度がなかったと言えるか。
	違反事業者に対する林地開発許可に際し、事業の確実性についてどのように 判断したのか。

# 5 源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察など

該当箇所	確認事項など
_	・①区域との関係だけでなく、④区域における東部健康福祉センター等の 動きとの関係についても考察が必要ではないか?
_	・災害の発生以降、現地の排水施設の状況を確認しているか?

# 6 まとめ

該当箇所	確認事項など
2段落目	・「防災施設の設置」を強く求めなかった理由はをどう考察しているか?

4段落目	・機器整備のほかに、災害以降で現場の対応として改善した点があれば、 それも分かるようにした方がよいのではないか?
提案 1	1) 森林法に基づく林地開発制度は、1 ha 超以上を対象に都道府県に行為制限の権能が付与される。県内各地で起きている森林法違反は、1 ha 前後で起きている事例が多い。熱海逢初川における開発行為も、1 ha 適用のボーダーラインで発生している。開発面積が1 ha までの小規模林地開は、市町も監視できるスキームが必要。国はかって検討したが、実現しなかった。  2) また、数年以内に盛土規制法の運用を予定している、盛土と森林(条例化)と一体的な規制3千㎡以下へ引下げるなど大胆な改善が望ましいのでは?  3) 千葉県は5千㎡を小規模林地開発地行為の条例制定している。
提案2	・再検証特別委員の一議員から、「熱海土砂災害の根っこにあるのが、組織風土が影響している。条例や各所管法令の不備が指摘されているが、それを運用する職員自体の意識、縦割・横割・保身的な考え、資質が問題。再検証を契機の大胆な改善できるような提案を望むと」の意見があった。

・「研修を拡充」とあるが、具体的には何を、どう拡充したのか

全般	・資金が無い業者に対して開発許可を出してもよいのか。
全般	・中止命令の取扱いは適切であったのか。

# 庁内検証委員会の検証対象の法令に係る事実関係等に関する確認事項など

# 【法令名:土砂災害防止法】

# 1 検証対象である区域における土地改変行為の概要

· 124HT2.2	37 COS DE 37 COS O DE
該当箇所	確認事項など
全般	・土砂災害防止法の検証については、土砂災害警戒区域等の指定手続きが 適正に行われたか等であると思われるので、ここでは、「逢初川流域におけ 土砂災害警戒区域等の概要」等(どこに土砂災害警戒区域等があるか)で よいと思われる。(項目のタイトルも同様に修正)(警戒区域を図示) ・①区域との関係については特に触れなくてもよいと思われる

# 2 当該土地改変行為に関係する所管法令上の制度の概要

該当箇所	確認事項など
タイトル	・土地改変行為はないので、「土砂災害警戒区域等の指定に関する制度の 概要」等にしてはどうか
1ポツ目	・「〜土地の区域(※)〜制限を行うものである」の後に、警戒区域と特別 警戒区域の説明表(記載内容はパンフと同等のレベル)を入れてはどうか
0.19.00	・指定手続と住民への周知手続きは別々にした方が分かりやすいと思われる
2ポツ目	・手続きの流れについては、砂防法と同様に表形式にしてはどうか
3ポツ目	・「警戒避難体制の整備」「宅地建物取引における説明」では分かりにくい ので、もう少し平易な表現にしてはどうか
_	・基礎調査から指定までの間の具体的な手続き(手順)が分かるようにした 方がよい
	・基礎調査については、具体的に何を調査するのか記載した方がよい
	・土砂災害警戒区域の指定について、基礎調査から指定まで一般的、或いは、 平均でどのくらいの時間を要しているか等を示すことは可能か

# 3 当該土地改変行為における事実関係の整理

該当箇所	確認事項など
タイトル	・「土砂災害警戒区域等の指定に係る事実関係の整理」等にしてはどうか
1、2ポ ツ目	・タイトルを上記のとおり修正すれば記載不要と思われる
1~3	・砂防法と同様に、制度概要の方に土砂災害警戒区域の指定の運用に関する 法令等として記載してはどうか(指針については、肝になる部分も記載)

# 4 所管法令に基づく手続等についての考察

該当箇所	確認事項など
7ページ 11 行目以 降	・上流域で行われていた地形改変の情報や当該行為による被害のおそれ等の 周知をなぜ行わなかったのか。

4(1) 1ポツ目	・特別委員会で問題視されているのは、基礎調査から指定まで時間を要した 点であることから、1ポツ目は必要か?
	・ここで国の基本方針を引用するのであれば、制度概要等でこの基本方針の 概要等を説明しておかないと分かりにくいと思われる
	・手引き、基本計画、実施計画についても、考察でその概要を示すよりも、 事実関係の中で先にその概要を説明し、考察では名称のみ引用する形にし た方が分かりやすいのではないか
2ポツ目	・事実関係にも記載がない「泉地区」の話が考察でいきなり出てくるため、 「歩調を合わせる」と記載されているが、何の歩調で、何のために合わせ るのかの理由も分からないので、内容のが理解できない。この辺りのいき さつ等については、事実関係の中に落とし込んだ方がよいと思われる。(こ の辺りの状況が分かる公文書等はないのか?ないとすれば、何からこの事 実を把握しているのか)
3ポツ目	・「自主防災組織等の単位ごと」となっているが、この単位の考え方をもう 少し丁寧に説明しないと理解が難しい思われる。(事実関係の④~⑥の欄 参照)
県の見解 1、2ポ ツ目	・土砂災害防止法の施行から警戒区域の指定までに要した期間についての 見解であるが、基礎調査からの期間についての検証で足りるのではないか (体制整備に要した期間の見解を入れると、見解がぼやけてしまうのでは ないか)

3ポツ目	・「基礎調査の期間は、県内他地域と比較して短期間であった」とあるが、 「他地域で基礎調査に要した期間」を提示しなければ、この考察の妥当性 が分からないのではないか
4ポツ目	・「実施計画に基づき伊豆山区域内の基礎調査の完了を待っていた」とある が、これが事実であることが分かる程度に実施計画の内容を説明していな いと思われるので、理解が難しい
	・隣接県との歩調については、前述のとおり
	・「この時点では〜全ての指定区域が明らかになっていない」については、も う少し丁寧に説明しないと理解が難しいと思われる
	・「警戒避難の周知効果として限定的なもの〜」については、意味がとりにくいので、もう少し平易な表現にした方が分かりやすいと思われる
5ポツ目	・逢初川の検証としてこの見解は必要か
(2) 1ポツ目	・制度概要のところで説明した方がよいのではないか
2ポツ目	<ul><li>・上記を踏まえれば、「熱海市においては、法に基づき~」としてもよいのではないか</li></ul>
4ポツ目	・制度概要で基本方針を説明しているので、「法に基づく」等の表現は入れなくてもよいのではないか。概要のところで「略称」をとってもよいのではないか。
5、6 ポツ目	・事実関係が記載されているので、「事実関係」の項目に詳細な内容を記載し、 考察ではその内容を軽く引用する感じでよいのではないか。(考察の部分が 重要なので)
県の見解 1ポツ目	・「対応の不備はなかった」との表現は少し強すぎないか。「当時として考えられる手法での周知は行っていたと思われる」程度ではダメか
2ポツ目	・「地形改変」「被害」の表現は適当か
6ページ 県の見解 1ポツ目	・【区域指定に要した期間】…概ね6年とあるが、2006年から2012年の間に、源頭部の開発が進んでいることからすると、早く区域指定し、開発行為者に土砂災害の可能性を認識させる機会も期待できたのではないか。

6ページ 県の見解 1ポツ目	・【区域指定に要した期間】…概ね6年とあるが、2006年から2012年の間に、源頭部の開発が進んでいることからすると、早く区域指定し、開発行為者に土砂災害の可能性を認識させる機会も期待できたのではないか。
6ページ (2)-2 ポツ目	・ハザードマップはどのようなものか。
7ページ 3ポツ目	・住民への周知啓発は、一般的にはどこまで周知しているのか。地域の特殊 事情などは、周知していないのか。

基礎調査完了後、区域指定まで約6年を要している。具体的に、どの手続き (事務) に、なぜ時間を要したのか

### 5 源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察など

該当箇所	確認事項など
8ページ 6 行目以 降	・「当該渓流の上流域で行われていた不適切な地形改変に関する問題について県・市職員間の情報共有が図られていれば」とあるが、上流域の土地改変について県・市職員間の情報共有が図られていなかったとは考えられない。したがって、住民への危険性の周知の徹底ができなかった理由は、県市の情報共有が図られていないことではなく、上流域で行われていた不適切な土地改変に関する問題を住民説明会等において説明しなかったことではないか。

1、2 ポツ目	・なくても大丈夫ではないか
3ポツ目	・「本法による土砂災害警戒区域等」は、○○の趣旨から逢初川の下流域を 指定するものであることから、当該区域の指定により逢初川源頭部の開発 等を規制することはできないため、災害の発生を抑制することはできなか った。」等の表現にしてはどうか。
4ポツ目	・「〜丁寧な説明が求められていた」との件については、どのような意図で 記載しているのか (5ポツ目につなぐため?もしそうであれば、それが 分かるようなつなぎの言葉を入れた方がよい)

#### ・上記と同じ

・「面的な法の運用を考慮せず逢初川だけに着目すれば、当該渓流の基礎調査が完了した時点(2005年度末)で区域指定することも可能であった」とは、どういう意味か。
・「区域指定に否定的な考えも多数あり」とあるが、否定意見の存在に関し、具体的な記録は残っているのか。

#### 6 まとめ

該当箇所	確認事項など
	・本県においては、令和2年3月に県内の全ての指定対象区域について、土砂災害警戒区域の指定を終えている。現在は、○○などにより、指定区域の状況を監視しており、指定区域の範囲に影響を及ぼす地形改変があった場合には、速やかに区域の見直しを行っていく。
(1)	・また、航空レーザ測量による高精度地図(令和3年度完成)し、新たな警戒区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していくこととしている。
	・「高精度地図を活用して~努める」との記述の前後のつながりがとりにくい
	・「対象地域の地形改変等の状況を常に監視し〜」の件は、これからの新たな 指定についての記述、それとも既指定地についての記述か?また、「対象 地域」とあるが、何の対象なのか意味がとりずらい
	・「2005年1月の法改正」の件を今回のまとめに記載しているのは、意図は何か(この件がどこにつながっているのかがよく分からない)

質問	・第4回特別委員会(R4.11.11)の招聘した清水エンジニア氏が配下した資料 P17~18 に土砂災害特別区域が明記されている。「速やかにこの場所が特別 警戒区域として指定されていれば、基本的に県の許可の中ですので、盛り 土がされませんでした。かつ調査をしている間に盛り土がされている。今度は、警戒区域と指定した際に、本来であれば、そこに盛り土がされている事実を住民に伝えなければいけなかった。これは難波県理事もおっしゃっていて、そこは行政の大きな反省点だとおっしゃっています」西原議員 コメント。その後、砂防指定地について再検証することになったと認識している。どこまで検証するのか?源頭部流出に特化するべきか?
追加提言 (趣旨) P8	・源頭部に不法盛土があることが分っていれば、避難していたとの被災者もいる。今後、不適切な盛土情報について、県は周知を目的に令和5年4月公表した。同時に、危険な盛土については、市町防災部局に避難計画作成及び災害発生の危険性が逼迫した場合は避難行動に資する対策を指導徹底しているの趣旨を加筆

# 庁内検証委員会の検証対象の法令に係る事実関係等に関する確認事項など

#### 【法令名: 土採取等規制条例】

#### 1 検証対象である区域における土地改変行為の概要

該当箇所	確認事項など
_	・検証の対象が「条例の見直しのタイミング」についてであり、当該条例による行政対応ではないことから、1と2を統合して「土採取等規制条例の概要」として、この条例による規制の内容や罰則、行政代執行との関係等を説明してはどうか

(4) ・県風致地区条例が関係法令に含まれるのではないか。 (行政対応検証委員会報告書 P37 で風致地区条例との連携を指摘されてる)

#### 2 当該土地改変行為に関係する所管法令上の制度の概要

該当箇所	確認事項など
P 2	・土採取等規制条例について、熱海市へ助言をすることはできる立場にあったか。
	・熱海市からの相談はあったか。

1ページ ・面積 1 ha 未満は、市町村への委任事項となっているが、1 ha 以上の場合は、県の権限で良いか。また、違反指導の場合も同じか。

2021.6.29 ・この時点で開催した理由は。

#### 3 当該土地改変行為における事実関係の整理

該当箇所	確認事項など
2ページ 神奈川県 条例の施 行	・神奈川県において、本県の条例よりも厳しい条例が制定された際、罰則強 化等の議論はなかったのか。

全般	・制定、各改正について、制定・改正の内容だけでなく、なぜ制定するのか、 なぜ改正するのかなど、制定・改正の経緯、背景等も記載した方が分かり やすいと思われる。
市町条例	・事実関係に県内市町における規制条例の制定状況も追加した方が分かり やすいと思われる
	・込山県議が質問した翌年の4月に御殿場、裾野、小山が規制条例を施行しているが、3市町が条例を制定するに至った経緯等分かるものはないか
込山県議	・答弁の内容をもう少し詳しく記載しないと、県がなぜ市町の条例による 規制を選択したのかの考え方が分からないのではないか(神奈川、山梨両 県も同様の条例を持っているが、両県の県境の市町村では、県条例よりも 規制が厳しい独自条例を制定している実態がある)
	・「残土が搬入されている地域が限られる」と答弁しているが、調査等行って いるのか

平成9年条例改正	・「残土が搬入されている地域が限られる」ことを理由に記載しているが、根拠は何か(根拠は添付資料の3市町において現在施行中の土採取か?)(他市町村は「該当なし」との結果だったのか?)
	・秋鹿県議が質問した3ケ月後に、富士宮が規制条例を施行しているが、市が条例を制定するに至った経緯等分かるものはないか。
	・「土の採取等は強い規制になじまない」と判断した根拠は何か?
秋鹿県議	•「一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定すべき」との考え方の根拠は何か?(県が残土が搬入される地域が限られるとの認識であったならば、その限られた地域について規制を厳しくするとの考え方もあったのではないか)
	<ul><li>・「地域の課題は地元の市町村自らが解決することがふさわしい」との考え方は何に基づくものか分かるか?</li></ul>
神奈川県条例	・本県の条例は神奈川県の条例や神奈川県境の市町村における独自条例の制定の実態を参考に制定したものと思われるが、平成11年に神奈川県が条例を厳しい内容に改正した事実を知らなかったのか?(平成24年の資料がついているのはなぜ?)
	・本県と同じスタンス (本県が神奈川県を参考にした) であったと思われる 神奈川県が条例改正を行ったきっかけが何か分かるか?
山梨県 条例	(神奈川県条例と同様)
NT会議	・開催のきっかけは何か?本県はなぜオブザーバーなのか?
県防止 連絡会議	・不適正処理防止連絡会議の設置のきっかけは何か?

全般	・市町における条例制定状況の把握はしていたのか。
全般	・県条例の見直しに対する市町からの要望はあったのか。
全般	・どのような状況になれば県条例の見直しを行うのか。
全般	・風致地区条例と一体的な対応がとられていれば、本条例を改正しなくても 当該土地改変行為を規制することができた可能性があったのか。 (特別委員会提言で指摘されている「条例による規制効果の検証」につい ては、行政対応検証委員会報告書 P37 のとおり「土採取等規制条例に基づ く届出に先出、県風致地区条例に基づく行為許可を申請しなければならな い等、一体的な対応を目指す必要があった」と検証している)

# 4 所管法令に基づく手続等についての考察

該当箇所	確認事項など
3ページ 3 - 3 ポ	(1) 当時の条例の運用について ・措置命令を発出することによって、行政代執行の選択肢も出てくると考え ると、そのことを行為者に伝え、是正させることもあり得たのではないか。
ツ目	(2)条例の改正について ・条例の規制効果に問題意識を持ち続けているとのことであるが、どのよう な問題か。

・特別委員会提言では、「もっと早期に条例の見直しを行うべきではなかったか」との問題提起がされていることから、この点についても考察を加える必要があるのではないか。

### 5 源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察など

該当箇所	確認事項など
	・2007 年から 2008 年にかけて、 に対し1 ha 超えの無許可開発として森林法の是正指導を行った際に、土採取条例でも県が指導する必要はなかったか
	・元々、1 ha 未満の開発で市が指導していた案件であるから、県では扱わなかったとの認識で良いか。

#### 6 まとめ

該当箇所	確認事項など
全般	・原案どおり4から6までを一括して「条例見直しについての考察」として まとめる形がよいと思う
	Q: 土採取等規制規制条例の規制が緩やかで問題業者が土砂流入を招いた?
	補足資料(他県の改正動向、市町単独条例の制定状況) ・富士山麓周辺に限定地域において、不法盛土行為が横行したため、小山町初め8市町が市町単独残土処分条例を制定した。罰則は土採取等規制条例を大きく上回り、地方自治法で定めることができる最大は懲役1年以下、罰金100万円程度となっている。厳罰化されたものの、不法盛土が多くなっている実態はある。熱海土石流災害までは年々増加傾向であったことから、県条例の罰則が緩やかであったから他の都道府県からの誘因したとは言えない。
	・本県の土採取等規制条例の罰則規定は数字上、緩やかであることは事実であるが、措置命令等の行政処分、告発の一連の行政処分行為は可能である。また、都市計画法第33条12項(開発許可基準の開発行為者の資力と信用力)、森林法施行規則第4条(開発行為の許可の申請者の資力及び信頼)の開発行為申請時に不受理要件とすることが可能となる。様々な法令を駆使し、断固たる措置がとることが可能であったと思われる。
	Q: 土採取等規制条例、森林法の適用範囲は1haをめぐり、県と熱海市との行政対応が議論されている。土採取等規制条例の所管している熱海市は、1ha超することで、県が所掌するものと考えいる。しかしながら、土採取等規制条例において、1ha超過した場合に市町権限が消滅し、森林法適用へ指導権限がが異動するのは不合理である。過去に弁護士相談において、市町の指導権限は継続し、同時に県の指導法令に引き継がれる見解が示されている。そうした場合、熱海市が主体的に行為者に対し指導し、県は補完的に是正指導する立場となる。(令和5年度土採取等規制条例担当者会議資料P7)また、放流先の逢初川流下能力が1/1以下であり、実質許可できないことは熱海市も承知している。

•「3 土採取等規制条例の見直しについての考察」で条例の規制効果に問題 意識を持ち続けており…と記載があるが、まとめとして、反省点や課題、 今後の対応等、記載する内容はないか。